

平成29年度 事業報告書

社会福祉法人 秀宝会

1 法人全体の事業実績

平成29年度は268日開所し、内土曜日を26日開所した。土曜日は余暇活動日として開所し、外出やレクレーション、調理実習等を取り入れ、多くの利用者が楽しんで参加する事ができるよう内容の充実に努めた。

土曜開所日は延べ746名の利用者が出席し、1日当たりの平均利用者数は28名(小数点以下切捨て)であった。

また、法人が運営する3つの事業所間で利用者の情報の共有を行った。日中と夜間の連携を図ることで、より良い支援の提供を行うことができた。

併せて、より質の高いサービスを提供するために、外部研修に職員を積極的に派遣し、職員の資質向上に努めるとともに情報の共有化に努めた。

2 具体的事項

(1) 福祉事業収入の確保

制度上の最大限の営業を実施するため、土曜日の一部を開苑し利用者確保に努めた。昨年度に引き続き、平日に行っていた余暇活動を土曜日に振り替えることにより、平日の生産活動が増加した。

今年度の利用者の増減としては、生活介護事業の新規利用者が2名、日中一時支援事業への異動者が1名、就労継続支援B型事業の退苑者が2名となっている。

また、平成30年4月より、生活介護事業の新規利用者が1名、就労継続支援B型事業の新規利用者が1名利用開始となっている。

(2) 事業所間での連携強化(和白苑・パティオ西戸崎・和白ホーム)

① ナイトケアの実施

和白苑職員が、毎週木曜日にパティオ西戸崎、毎週水曜日に和白ホーム訪問し、世話人と連携し、利用者の日頃の生活について指導するなど支援を行った。

② 和白ホームケア会議の実施

利用者の昼間と夜間と連続した支援を行うために、サービス管理責任者が中心となり、和白苑支援員と世話人との連携を図るためにケア会議を毎月1回実施した。

(3) 関係機関との連携

① 各相談支援事業所との連携

各相談支援事業所を中心とした関係機関との連携を図り、利用者に対してより良い支援を提供することができるよう、担当者会議等を通じて情報の共有を行った。

② 企業との連携

委託作業における作業種、量、質の確保に努めた。新規企業の開拓や既存の企業からの受注に対し、作業の仕上がり精度、納入スピードを向上させることで、より多くの委託作業受注に繋げることができた。

(4) サービスの質の向上

① 個別支援計画の充実

記録のとり方や個別支援計画の策定について、職員を処遇記録研修に派遣して技術を習得するとともに、職場内で記録方法について復命研修を行い、情報の伝達・共有に努めた。

また、利用者の日常の状況等を的確に記録することが必要であり、情報を職員全体で共有することが重要であるとの観点から、毎月利用者の処遇会議を行い、利用者ごとの支援計画に反映させた。

②利用者の工賃確保

利用者の生産活動で生まれた商品を、本法人の手作りショップ「和っしょい」において販売するとともに、施設外で開催される販売会に積極的に参加し、商品のPRを行った。併せてインターネットを活用した木工製品等の販売で一定の成果を得ることができた。

また、福岡市が主催する「ときめきセレクション2017」に、当施設で作製した木工商品「さをりのいす」を出品し、金賞を受賞することができた。イムズや木の葉モールをはじめ、様々な場所での展示、販売を実施し、新たな顧客の獲得、工賃の総支給額・平均支給月額を増加につなげることができた。

(5) 生活支援の強化

利用者が楽しんで健康的・創造的生活が送れるように、3B体操や各種運動、陶芸教室などを実施した。

高齢化、重度化により、体力の低下が見られる利用者に対し、看護師指導の元、音楽を取り入れた健康体操等の個別支援を行った。

また、毎月の身体測定や年3回の健康診断を実施し、利用者の健康管理に努めた。

3 役員会等の開催

(1) 監事会の開催

平成29年 6月12日(月) 平成28年度事業報告・決算他

(2) 評議員会の開催

平成29年 6月24日(土) 平成28年度事業報告・決算他

(3) 理事会の開催

平成29年 6月12日(月) 平成28年度事業報告・決算他

平成29年 6月24日(月) 社会福祉法人秀宝会理事長の選任について

平成30年 3月24日(土) 平成29年度資金収支補正予算について他

4 その他

(1) 和白苑祭りの開催

平成29年11月18日(土)

昨年度に引き続き多くの来場者を集めることができた。また、今年度も一般の商店(たこ焼き・ラーメン・ジェラート・ローストアーモンド)に参加してもらっている。

ステージでのプログラムにも地域団体(ダンス・バンド演奏)に出演してもらうことで、地域との連携を深め、新たな客層の獲得に努めた。

(2) スプリンクラー設備設置(和白ホーム)

平成27年4月1日に消防法が改正され、「障害者総合支援法の障害支援区分が4以上の者を対象とし、定員の概ね8割を超える場合はスプリンクラーを設置しなければならない」となっている。

和白ホーム利用者は障害支援区分6が1名、5が3名、4が2名であり、設置対象となっている。設置猶予期間が平成30年3月31日までとなっているため、平成29年11月29日~平成30年1月12日の期間に工事を行い、スプリンクラー設備を設置した。

(3) 防災に向けた取り組み

毎月、建物や公用車の安全点検を実施し、災害や事故防止に努めた。また、利用者の安全を確保するために、地震や火災を想定した避難・消火訓練、グループホームにおける夜間避難訓練を実施した。

(4) 福岡市保健福祉局監査指導課 法人指導監査受検

平成29年9月5日(火)

(5) 障がい者在宅支援課 短期入所事業実地指導(和白ホーム)受検

平成29年10月3日(火)

5 和白苑の事業実績(別紙のとおり)